

「守口市立認定こども園の民間移管に関する基本方針（案）」に係るパブリックコメントについて

（１）パブリックコメントの概要

① 募集期間

令和 7 年 7 月 10 日（木）から同年 8 月 8 日（金）まで

② 募集方法

広報もりぐち 7、8 月号及び守口市ホームページに実施概要を掲載し、市内公共施設に「守口市立認定こども園の民間移管に関する基本方針（案）」、「募集要領」及び「意見提出用紙」を設置するとともに、守口市ホームページからもダウンロード可能とし、回収ボックス投函、郵送、Eメール、FAXにより意見を受け付けました。

③ 募集結果

■提出方法及び提出件数

提出方法	提出件数
回収ボックス投函	2 件
郵送	2 件
Eメール	4 件
FAX	0 件
合 計	8 件

■意見の分類ごとの内容件数

意見の分類	内容件数
民間移管について	5 件
全般について	1 件
民間移管先の法人について	1 件
土地・建物等について	1 件
選考委員会について	2 件
職員配置について	1 件
定員について	1 件
教育・保育の内容について	13 件
保護者負担額について	2 件
その他について	1 件
合 計	28 件

（２）意見の概要

別紙のとおり

（別紙）守口市立認定こども園の民間移管に関する基本方針（案）に係るパブリックコメントについての意見の内容及び本市の考え方

NO	意見の分類	意見の内容ごとの要旨	本市の考え方
1	民間移管について	現在にじいる認定こども園に子どもを通わせている保護者と一般市民に与えられた「民間移管に関する意見を述べる機会」はこのパブリックコメントだけです。 なぜ、当事者である保護者には一般市民と同等の機会しかないのでしょうか。また、選考委員会の途中経過(議事録的なもの)を目にする機会も一般市民と同等です。保護者への配慮が足りないと感じます。	にじいる認定こども園の民間移管については、令和6年度に3回、今年度に1回開催させていただきました保護者説明会での場や、にじいる認定こども園の民間移管を含めた「守口市こども計画」の策定にあたり実施したパブリックコメント等を通じて、ご意見やご要望をいただいたところです。 今回のにじいる認定こども園の民間移管に係る選考委員会での運営の取り扱いについては、当該委員会で今後定めますが、令和5年度に実施した外島認定こども園の民間移管に係る選考委員会では、在園の保護者の方々をはじめとする関係者等の関心が高い内容であることから、個人や法人情報等を取り扱う場合を除き、一般の市民の方々を含め、原則公開として会議を行ったところです。 保護者説明会やパブリックコメント等でいただいたご意見やご要望については、選考委員に共有するとともに、移管事業者の募集にあたり、改めて保護者の方々にアンケートでご意見等を伺いたいと考えております。
2	民間移管について	まず最初に、市内の公立保育園が民間に委託されてしまうことについて、大変残念で残してほしかったと思っております。 今まで公立保育園が担ってきた保育の質を落とすことのないように「こどもまんなか社会」の実現のために、にじいる認定こども園が民間移管になっても、今までのサービスが引きつがれていくことを願っています。	令和5年2月に策定した「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しにおいて、今後の教育・保育の確保方策については、「民間主導」により、その時点時点の状況に合わせた定員確保策を民間園に柔軟に講じていただき、行政として民間園の取組をしっかりと後押しすることで、的確な受け皿を確保する形、つまり【公私連携による確保方策の確立、推進】が望ましいとの考え方を示しています。この考え方に基づき、令和5年度に小規模保育事業所5施設、今年度に保育所3施設を新規開設しました。さらに、令和9年度に市立外島認定こども園の民間移管に伴う園舎建替えにより定員拡大を図る予定であるなど、これまで「民間主導」により教育・保育の確保方策を講じてまいりました。 また、今回のにじいる認定こども園の民間移管については、令和6年2月に策定した本市の行財政改革の指針である「守口市行政経営プラン」に示された「順次、民間移管を進める」との方針に基づき、「守口市こども計画」に記載があるのとおり、民間移管に伴う定員拡大と利用児へのサービスの拡充を図ることとしています。 民間移管するにあたっては、にじいる認定こども園の教育・保育の内容を民間移管後の園でも引き続き実施していただくことを前提とし、民間の柔軟な発想やノウハウ等により、更なる教育・保育サービスの充実に努めていきたいと考えております。
3	民間移管について	まずは公的責任の放棄をしてはいけないと思います 本市がこの間推進してきた「民間主導」により、その時点時点の状況に合わせた定員確保策を民間園に柔軟に講じていただき、行政として民間園の取組をしっかりと後押しすることで、的確な受け皿を確保する形、つまり【公私連携による確保方策の確立、推進】との考え方に基づき、今後の確保方策として、令和9年度に守口市立にじいる認定こども園(以下「にじいる認定こども園」という。)の民間移管に伴う定員拡大及び利用児のサービス拡充を図ることとしています。 と書かれていますが、定員確保の柔軟性を発揮できるのは税金を駆使して市民の生活、権利を守る行政を司る公的機関であってこそできるものです。事際この間ににじいる認定こども園では、定員を超える乳幼児を保育士を補充して保育してこられました。民間園をしっかりと後押しすると書かれていますが、実際にどれだけの後押しができるのですか。民間園の園長さんが言うておられます。「市や国・府の補助金をやりくりしても、保育士さんに長く働き続けてもらえる賃金保証ができない、そんな条件で緊急の児童増や障がい加配の保育士を募集しても応募がない。これ以上公立をなくさないでほしい。やがて子どもが減った時には民間は運営できなくなる。」と悲鳴にも似た意見が聞かれます。 市政80年を迎えようとする守口市はこれまで、市民生活に寄り添い、こどもの保育、教育そして住民の生活を心身共に豊かに、学校の建設、校区に1つの保育所。 幼稚園・公民館をめざして行政を発展させてきました。この間推進してきたとされる「民間主導」の意義は何ですか。 市役所の市民課や保険やその他窓口、認定こども園、守口市のこども達が口にする給食、市民の生活に欠かせないごみ収集等々、市民と直接対応する市役所の仕事のほとんどを民間に任せ、市の職員は行政の管理監督をし、実際の市民生活の実態を知らない職員をつくるのが民間主導ですか。市民生活の実態を知らずして、市民が主人公の行政を運営することができるのでしょうか。	本市においては、「民間でできることは民間で」の考え方の下、民間事業者のノウハウを活用した効果的かつ効率的な事業実施やそれに伴う市民サービスの向上に取り組んでいるところです。その中で、今回のにじいる認定こども園の民間移管については、令和6年2月に策定した本市の行財政改革の指針である「守口市行政経営プラン」に示された「順次、民間移管を進める」との方針に基づき、「守口市こども計画」に記載があるのとおり、民間移管に伴う定員拡大と利用児へのサービスの拡充を図るものです。加えて、同プランにおける人員・組織体制の方針では、新たな保育士採用は行わないこと、民間移管の状況に応じ、任期付職員及び会計年度任用職員の採用を抑制することとしており、新たに保育士を確保する必要がある公立認定こども園での定員拡大は考えていません。 また、保育士不足は全国的に課題となっており、安定的に保育の受け皿を確保するためには、保育士の確保が重要であることから、本市においても保育士宿舍借り上げ支援事業により家賃補助を行うとともに、市内私立認定こども園等に新卒採用された保育士に対し、年間で最大40万円を支給する「民間保育士緊急確保支援事業」を令和3年度から実施しているところであり、引き続き民間園における保育士の確保方策への支援に取り組んでまいります。
4	民間移管について	公立の利点は、入園する児童の人数が増えるときには対応できる職員を確保し、施設を改修することに積極的に対応できることです。減ったときには経費の心配を保育者が心配せずに安心して保育できることです。又経営者の理念による保育でなく、目の前の子どもと保護者の現実に対応した保育ができることです。 民間園でも、こどもと保護者に寄り添った保育をして、保育者が定年まで勤め続けられる状態を保持される施設もあります。しかし、多くの民間園は経営持続の為に、特徴ある保育を打ち出したり、職員の労働条件を下げざるを得ないとか、保育料以外の費用負担を求めざるを得ないなどがおこっています。 それ故に市民からの声は、「公立をなくさないでほしい。」「公立でも民間園でも選べるようにしてほしい」なのです。 後世に胸張って市民の生活、子どもたちの成長、地域の反映に貢献した行政だったといえる守口市行政を願ってやみません。 どうか、守口市の70年以上続く保育・子育ての歴史を振り返って、守口市として胸を張って守口市の保育を無くさず続けてください。	令和5年2月に策定した「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しにおいて、今後の教育・保育の確保方策については、「民間主導」により、その時点時点の状況に合わせた定員確保策を民間園に柔軟に講じていただき、行政として民間園の取組をしっかりと後押しすることで、的確な受け皿を確保する形、つまり【公私連携による確保方策の確立、推進】が望ましいとの考え方を示しています。この考え方に基づき、令和5年度に小規模保育事業所5施設、今年度に保育所3施設を新規開設しました。さらに、令和9年度に市立外島認定こども園の民間移管に伴う園舎建替えにより定員拡大を図る予定であるなど、これまで「民間主導」により教育・保育の確保方策を講じてまいりました。 また、今回のにじいる認定こども園の民間移管については、令和6年2月に策定した本市の行財政改革の指針である「守口市行政経営プラン」に示された「順次、民間移管を進める」との方針に基づき、「守口市こども計画」に記載があるのとおり、民間移管に伴う定員拡大と利用児へのサービスの拡充を図ることとしています。

（別紙）守口市立認定こども園の民間移管に関する基本方針（案）に係るパブリックコメントについての意見の内容及び本市の考え方

NO	意見の分類	意見の内容ごとの要旨	本市の考え方
5	民間移管について	（保育士）保育は、保護者から大切な子どもの生命いのちを預かっている責任ある仕事であり、反面、かわいらしい日々の成長にいやされることもあります。体力もいるし、子ども本人、保護者の個別的な家庭環境（背景）にも配慮を要します。そういったことを保育所の長が保育にまつわるあらゆることに目をむけ、そこには保育士のメンタル面も含まれます。保育所内の本当の根底の所を守ることが子ども、保護者（地域）を守るのだと実感しております。 民間保育所の悪い面一家族経営がゆえに伝統のようなものがあり、保育士が自分の保身のために子どもより自分を守り、上司に相談や意見を言えず、よい保育が出来ない事例がある（今もあります）。もちろんすべての保育所ではありません。 民間保育所の良い面一保育園独自で考えた自由なことを取り入れている（今のニーズにこたえるなど）。公立保育所一福利厚生がしっかりしている。職員間の連携がとれていて4年に一度の転勤など人間関係がリフレッシュされることもある。（これが民間にない）（同じ職員のままの配置で、保育の質の向上も足ぶみ状態） これまでは、民間委託で、すべて民間だったものをそのまま受けつがれて保育をしていたのだと思います。移管でも、診査や管理はしていくのだと思いますが、これまでの現場を見て来て、とても心配をしています。実際にそこの立場にいる子ども、保護者のことです。くれぐれも、よろしく願います。	市では、にじいる認定こども園の運営や教育・保育等の内容の把握、在園する子どもの状況の把握、園の関係者との情報交換等の引継ぎ保育を1年間かけてしっかりと実施する予定にしております。また、基本方針で記載しているとおり、民間移管後の施設運営を円滑に行うことを目的に、当該引継ぎ保育等に係る人件費の一部について、財政支援に努めることとしております。加えて、移管法人決定後には、移管法人、市、保護者で構成される三者協議会を設置し、今後の施設運営方法等について話し合う場を設け、保護者の方々の民間移管に対する不安解消をはじめ、円滑な移行に向けた情報共有やコミュニケーションを図りたいと考えております。
6	全般について	P1.今回の基本方針は、前回の「外島認定こども園」民間移管に関する基本方針とどこが異なりますか？	実施時期や実施時点の状況、移管にあたっての背景等を除き、主なものとして、外島認定こども園については、建物の老朽化に伴い、園舎の建て替えとこれに伴う定員拡大、サービスの拡充を図ることとしておりましたが、にじいる認定こども園については、過去に最大209人の受入れを行っていた施設規模があることから、現園舎を利用し、定員拡大、サービスの拡充を図ることとしております。また、民間移管先の法人の条件について、外島認定こども園においては、保育所、幼稚園又は認定こども園のいずれかを運営していることを条件とする方針でしたが、にじいる認定こども園では、当該園と同様の幼保連携型認定こども園を運営している法人に限定したところとあります。加えて、民間移管後の園の施設長についても同様に幼保連携型認定こども園において施設長の実務経験を有するものを専任で配置する方針としております。 次に建物の取り扱いについて、外島認定こども園については、移管時に無償譲渡しましたが、にじいる認定こども園については、令和9年度の1年間は無償で貸し付け、令和10年4月1日に無償譲渡する予定にしております。その他、民間移管後の園の定員設定について、外島認定こども園については、1～3歳児の定員拡大、にじいる認定こども園については、1、2歳児の定員を拡大していただく方針としております。
7	民間移管先の法人について	宗教色のある事業者はやめてください。公立園で過ごしてきた子どもたちに、宗教関連の教育をしてほしくありません。信仰は自由ですから、子どもたちに信仰やそれに基づいた教育を強制するような事業者は、民間移管で採用すべきではないです。	前回の外島認定こども園の民間事業者の公募にあたっては、「保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は行わないこと。クリスマス会など一般的な行事まで規制するものではなく、実施にあたっては保護者理解を得たうえで実施すること。」と募集要領の内容に記載しており、今回のにじいる認定こども園の募集にあたっても同様の内容を記載する予定で考えております。
8	土地・建物等について	P3.「土地・建物の使用及び帰属について」ですが、無償譲渡と記載されていますが、廃園になった場合、当該事業者が土地・建物等を売却する場合、制限等はかけないのですか？	土地は、にじいる認定こども園用地を賃貸借又は使用賃貸契約で貸し付けるため、事業者が売却することはできません。建物は、令和10年4月1日に無償譲渡する予定であり、民間移管後の園が廃園となった場合については、時点に応じた協議等が必要になると考えますが、原則土地を更地にして返還していただく予定にしておりますことから、売却することはできません。
9	選考委員会について	2025年4月から、にじいる認定こども園にお世話になっております。入園前から民間移管については存じておりましたし、すでに決まっていたことでしたので特に反対の気持ちもありません。しかしながら、7月の説明会では納得しがたい内容もありました。我々保護者は選考委員にもなれず、どこの誰かも知らない選考委員が選んだ事業者に子どもを預けなくてはならない。しかも、2026年2月頃に「全てが決まった」説明を受けるだけです。民間事業者を「公募」するとありましたが、なぜ、応募した事業者名を公表しないのでしょうか。せめて関係者である先生方や保護者には応募してきた事業者名を選考前に教えていただきたいです。 知ったところで何ができる、と思われるかもしれませんが、選考に一切関われない保護者の心配は少しだけ解消されます。日頃から良い話を聞かない、過去に嫌な思いをしたから転園してきた等、個別の理由でどうしても来てほしくない事業者が応募していた場合、応募事業者が1社しかなかったら、保護者の逃げ道がありません。 端的に書きますが、保護者に対し「新しい事業者が気に入らないなら退園して別の園に入り直してください」と受け取れる説明を市の担当者がなさいました。非常に事務的で配慮のない対応でした。保護者の不安を理解していない。転園の手続きの煩雑さも、希望する園に入れるかもわからないのに簡単に退園と言わないでいただきたい。そうならないように事業者を選ぶ際に保護者代表を選考委員に入れるべきだし、それができないなら保護者の意見を書面等で受取り参考にする等、保護者への配慮をお願いします。保護者を見捨てた民間移管選考はやめてください。 過去の民間移管ではどうだったか知りませんが、残っているのがにじいるとあおぞらの二園だから、今さら保護者を参加させなくても過去と同様にしておけば問題ないと考えているのでしょうか。保護者を参加させない理由が「面倒だから」「過去の民間移管で参加させてないから」以外にあるなら、教えてください。	選考前の事業者名の公表については、選考の公正性や公平性の観点から実施することは考えておりません。応募事業者が1者の場合でも、今後選考委員会では定める選考基準において、最低基準を定める予定で考えており、民間移管にあたり、必要な基準等を満たしているかを判断したうえで、移管事業者の決定を行いたいと考えております。 移管事業者決定後、公立園の保育を引き継いでいただく旨の協定を事業者と締結するとともに、移管による子どもたちへの影響を最小限にし、また円滑な移行等を目的とする引継ぎ保育の実施や、市と事業者と利用保護者間で構成される三者協議会等を通じて保護者の方々とコミュニケーションを図るなど、移管に向けた準備をしっかりといいたいと考えております。転園については、現行の制度、手続きに則っていただく形にはなりますが、これら取組を通じて、在園児に移管後も安心して通い続けていただけるよう努めてまいります。 民間移管に係る選考委員については、公平性、中立性及び専門性を確保するとともに、多様な視点を取り入れる観点から、教育・保育、法務、会計等の専門的知見を有する学識経験者、関係市民団体の代表者、公募による市民、公立園の元園長等での構成を予定しております。 市民委員については、市内在住で、子育て又は子育て支援に関する経験、知識がある方を対象としており、在園児の保護者の方も含め、広く意見をお聞きするため、公募したものです。 保護者説明会やパブリックコメント等でいただいたご意見やご要望については、選考委員に共有するとともに、移管事業者の募集にあたり、改めて保護者の方々にアンケートでご意見等をお伺いしたいと考えております。

(別紙) 守口市立認定こども園の民間移管に関する基本方針(案)に係るパブリックコメントについての意見の内容及び本市の考え方

NO	意見の分類	意見の内容ごとの要旨	本市の考え方
10	選考委員会について	P3.園運営選考委員会には、ステークホルダーである保護者枠を設置されることは考えられていますか？	民間移管に係る選考委員については、公平性、中立性及び専門性を確保するとともに、多様な視点を取り入れる観点から、教育・保育、法務、会計等の専門的知見を有する学識経験者、関係市民団体の代表者、公募による市民、公立園の元園長等での構成を考えております。 市民委員については、市内在住で、子育て又は子育て支援に関する経験、知識がある方を対象としており、在園児の保護者の方も含め広く意見をお聞きするため、先般、公募したところであり、保護者枠を設けることは考えておりません。
11	職員配置について	できれば職員さんは、今まで「にじいろ」で働いてこられた方を優先的に採用し、職員配置水準よりも多く配置してほしいと思います。	民間移管先の法人の募集において、本市が雇用している任期付職員、会計年度任用職員等が民間移管後の園への就労を希望する場合には、子どもへの教育・保育環境への変化を最小限に留める観点から、引き続きその雇用に努めていただくよう示す予定で考えております。また職員の配置は、現行の公立園の水準を基本としつつ、職員の増員等のサービスの拡充については、応募法人の提案を受けて実施するものとしています。
12	定員について	P5.「民間移管園の定員は、本市における保育ニーズの高い1、2歳児の定員を拡大させることとします。」とありますが、仕様書に記載を想定されていますか？	募集要領では、本市において保育ニーズの高い1、2歳児を中心に現在のにじいろ認定こども園が設定する定員を上回る定員(146人)を提案いただくよう記載する予定で考えております。
13	教育・保育の内容について	にじいろ認定こども園に子供が通っています。子供は発達障害があり現在加配をつけていただき対応してもらっております。民営化された場合、障害を持った子供がきちんと受け入れてもらえるのか、現在の対応を継続していただく事ができるのかが大変不安です その部分をきちんと保障していただくようお願い致します	基本方針において、障がいのある児童や特別な支援を必要とする児童の受入れを義務付ける旨や職員配置で特別な配慮・支援が必要な児童については、加配保育士等を配置するよう記載しており、民間移管後の園においても引き続き障がい児の積極的な受入れを行っていただくこととし、市が移管法人と締結する公私連携幼保連携型認定こども園に係る協定書にも同様の記載を予定しています。 障がいがある児童の受入れについては、きめ細かな利用調整を行うとともに、民間園において正当な理由なく入園・入所を断ることがないようにしっかりと監督しており、本市が行う利用調整後(内定後)に入園・入所ができないとなった場合は、当該園から理由書を提出いただき、そのような判断に至った理由を確認しています。また、特定教育・保育施設は、その運営に関する基準において、正当な理由がなければ教育・保育給付認定保護者からの利用の申し込みを拒んではならないとされており、当該基準に抵触すると判断される場合には、本市から適切に指導を行います。 なお、市では、民間園での障がい児の受入れに際し、加配保育士の人件費に対する補助金の交付による財政支援、専門的な知見を有する者が保育教諭等に直接、障がい児保育に対する指導・助言を行う巡回保育支援、障がい児保育をテーマにした本市主催の研修会の開催など、様々な事業を実施しており、今後も引き続き、障がい児の受入れに対する支援を行ってまいります。
14	教育・保育の内容について	障がいのある子や特別な配慮を必要とする子も受け入れ、園の中で差別されることのないよう親子ともにしっかりと支援してほしいです。	基本方針において、障がいのある児童や特別な支援を必要とする児童の受入れを義務付ける旨や職員配置で特別な配慮・支援が必要な児童については、加配保育士等を配置するよう記載しており、民間移管後の園においても引き続き障がい児の積極的な受入れを行っていただくこととし、市が移管法人と締結する公私連携幼保連携型認定こども園に係る協定書にも同様の記載を予定しています。 障がいがある児童の受入れについては、きめ細かな利用調整を行うとともに、民間園において正当な理由なく入園・入所を断ることがないようにしっかりと監督しており、本市が行う利用調整後(内定後)に入園・入所ができないとなった場合は、当該園から理由書を提出いただき、そのような判断に至った理由を確認しています。また、特定教育・保育施設は、その運営に関する基準において、正当な理由がなければ教育・保育給付認定保護者からの利用の申し込みを拒んではならないとされており、当該基準に抵触すると判断される場合には、本市から適切に指導を行います。 なお、市では、民間園での障がい児の受入れに際し、加配保育士の人件費に対する補助金の交付による財政支援、専門的な知見を有する者が保育教諭等に直接、障がい児保育に対する指導・助言を行う巡回保育支援、障がい児保育をテーマにした本市主催の研修会の開催など、様々な事業を実施しており、今後も引き続き、障がい児の受入れに対する支援を行ってまいります。
15	教育・保育の内容について	P2.「定員拡大と利用児童へのサービスの拡充を図るため」とありますが、定員拡大に関しては、「民間移管する認定こども園の概要」に記載されている定員は、どのようになると考えられていますか。 また、サービスの拡充については、どのようなことを想定されていますか？	「守口市こども計画」において、教育・保育の今後の確保方針については、東部エリアで、量の見込みに対する確保方針に大幅な不足が生じる見込みとなっており、今後早急に更なる確保方針を講じる必要性があることが示されたことから、民間移管後の園の定員は、本市において保育ニーズの高い1、2歳児の定員を拡大させる方針としております。にじいろ認定こども園では過去に最大209人の受入れを行っていた実績があり、市としては、現在の定員より1人でも多くの受入れを行っていただきたいと考えておりますが、具体的な定員設定については各法人において教育・保育の理念や園の運営方法等が様々であることから、法人ごとの柔軟な発想や教育・保育等のノウハウを踏まえた提案を受け、移管先の法人を決定したいと考えております。また、サービスの拡充においても、基本方針に記載しているようなサービスの拡充が考えられますが、法人ごとの柔軟な発想や教育・保育等のノウハウを踏まえた提案を受けたいと考えております。

（別紙）守口市立認定こども園の民間移管に関する基本方針（案）に係るパブリックコメントについての意見の内容及び本市の考え方

NO	意見の分類	意見の内容ごとの要旨	本市の考え方
16	教育・保育の内容について	P4.「こども誰でも通園制度」や病児保育等の追加実施を含め・・・」とありますが、仕様書に記載されることを想定されていますか？	利用児へのサービスの拡充については、基本方針と同様の内容を募集要領に記載し、選考の中で、応募法人から提案を受ける予定で考えております。
17	教育・保育の内容について	これまでの認定こども園の民間移管についてどんな評価、又課題、問題点などを検討されているのでしょうか。 基本方針には、 職員配置に関する水準 職員配置 0歳児3対1 1歳児6対1 2歳児6対1 3歳児15対1 4歳児25対1 5歳児25対1 ※特別な配慮・支援が必要な児童については、加配保育士等を配置すること。 とありますが、公立では1歳児は3対1だった時があります。必要だったからです。残念ながら5対1にされましたが、子育てをしたことがある人なら、1歳児と2歳児が同じ配置というのは無理だとわかるはずです。1歳は誕生後1年の1歳になったばかりの子もいれば1歳11か月の子もいます。1歳前に歩く子もいれば、1歳半で歩くようになる子もいます。すなわち1歳児クラスの4月は、すすたと走ってるかのように歩く子もいれば、よたよたと歩き始めた子もいれば、つかまり歩きの子も、四つ這いで移動する子もいるのです。一番発達過程の差が大きい年齢です。そんな成長度合いのこども達を一人の保育士で6人保育できるのでしょうか。 保育というのはただ子どもたちを見ているだけではありません。安全確保するとともに、一人一人の発達状況や要求を把握し、自立心を促し、伸び伸び生き生き子どもたちが成長できる環境を整えて、成長発達を見守ることです。本日に子どもたちの人権をまもり、保護者の社会参加を保障し、そして働く職員の労働環境と労働条件を守って、認定こども園を運営しようとするなら、行政の責任で公立園を運営し、それをスタンダードにして民間の運営を補助することが大切だと思います。この「公立園をスタンダードにして」という考えは民間園を運営されてる方も保護者も言うておられます。	現在の公立認定こども園の職員の配置基準については、国から示されております基準を基本に職員を配置しているところですが、 平成30年度に民間移管した保育所については、移管年度の年度末に保護者を対象としたアンケートを実施し、民間移管後の園の運営状況や保護者の評価等を確認したところです。アンケートの結果、民間移管後の園運営等について、約9割の方から「満足している」とのご意見をいただいた一方で、民間移管に伴うご不安の声も一部ありましたが、これらについてはすでに各園において適切に対応したところです。今年度民間移管しました外島認定こども園においても、同様にアンケートを実施する予定で考えております。 本市においては、「民間でできることは民間で」の考え方の下、民間事業者のノウハウを活用した効果的かつ効率的な事業実施やそれに伴う市民サービスの向上に取り組んでいるところです。その中で、今回のにじいる認定こども園の民間移管については、令和6年2月に策定した本市の行財政改革の指針である「守口市行政経営プラン」に示された「順次、民間移管を進める」との方針に基づき、「守口市こども計画」に記載があるとおり、民間移管に伴う定員拡大と利用児へのサービスの拡充を図るものです。
18	教育・保育の内容について	保育の継続ということで、 (4)教育・保育の内容等民間移管園での教育・保育の内容の実施にあたっては、公私連携幼保連携型認定こども園の運営に関する本市との協定書に、現在にじいる認定こども園で実施している教育・保育内容を引き継ぐとともに、次の事項を遵守し市の子ども・子育て支援施策に積極的に協力する旨を明記します。①0歳児から5歳児までの児童を受け入れることとします。②幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育・保育計画と指導計画を作成し、その計画に沿って教育・保育を実施することとします。③これまでにじいる認定こども園が当該地域において担ってきた役割を引き継ぎ、障がいのある児童や特別な配慮・支援を必要とする児童の積極的な受入れを義務づけるとともに、特別支援に関する研修を取り入れることとします。④保護者との交流を図り、保護者の意見を施設運営に反映させることとします。⑤市立施設と連携・交流を行い、相互の教育・保育の向上を図ることとします。⑥にじいる認定こども園がこれまで培ってきた地域との交流を継続することとします。と書かれています。この現在の取り組みを継続することとは、最も大事なことです。②の計画については、公立ではその年度のこどもの姿を丁寧に把握して、それぞれの年齢の担任が計画を立案し園全体で検討確認して作成し、毎月保育の取り組みを振り返り園全体で状況把握して保育を進めています。決して園が作成したものをそのまま使うということではありません。③の地域で担ってきた役割そして障害のある児童の積極的受け入れと研修これらは民間園単独で取り組むのは困難なこともあるでしょう。④の保護者との交流と意見反映も⑤の市立施設と連携・交流と保育・教育の向上、⑥地域との交流の継続はこれまで培ってきた担当事者がいなくなる状況で同じようにしなさいということで無責任すぎます。 これだけの条件をつけておきながら、過去の民間移管の中で、保護者や民間業者に寄り添った指導や援助をおこなってこられたのでしょうか。	過去に行った民間移管と同様に、にじいる認定こども園の民間移管においても、園の運営や教育・保育等の内容の把握、在園する子どもの状況の把握、園の関係者との情報交換等の引継ぎ保育を1年間かけてしっかりと実施する予定にしており、加えて、民間移管後においても、市の保育士が巡回で園を訪問し、移管後の園の保育状況の確認を行うことで、にじいる認定こども園の教育・保育の内容を民間移管後の園でも引き続き実施していただきます。 この引継ぎ保育と合わせ、民間移管の1年前から民間移管前の在園児童が卒園するまでの概ね5年間設置する三者協議会等を通して、保護者、民間移管園、市と情報共有や意見交換を図り、保護者の意見を施設運営に反映させる仕組みを設けています。 加えて、市立認定こども園が主催する公開保育への民間移管園の参加などを通じて連携・交流を行い、公立園、民間園相互の教育・保育の向上を図ることとします。 また、市では、民間園での障がい児の受入れに際し、加配保育士の人件費に対する補助金の交付による財政支援、専門的な知見を有する者が保育教諭等に直接、障がい児保育に対する指導・助言を行う巡回保育支援、障がい児保育をテーマにした本市主催の研修会の開催など、様々な事業を実施しており、今後も引き続き、障がい児の受入れに対する支援を行ってまいります。
19	教育・保育の内容について	・公立の時と同じように差別無く誰でも入ることができるようにしてほしいです。 入園希望者の面接をしないことを約束して頂きたい。保育士の数が少ないからといって配慮の必要な子どもたちを入園規制するようなことがあってはならないと思います。 抽選になることは仕方ないとしても面接は必要ないと考えます。	園の利用申し込みにあたっては、入園後における施設と保護者双方の認識違いによるトラブル等の防止や施設の保育方針、実費徴収の費用負担などを確認いただく等の理由から民間園の幼稚園部分を除き、事前に施設見学していただくよう求めています。これは園側において受け入れるか否かを判断するために行うものではないと考えています。 次に、認定こども園における保育所部分の入園にあたっては、法令上、「保護者の就労」をはじめ「保護者の疾病・障がい」や「親族の介護」「求職活動」等の保育の事由が必要となり、保育の必要性の高い方から順に施設の利用について市が調整を行っております。また、幼稚園部分の入園は各園において行われますが、その選考方法については、守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第5条第2項において、利用定員を超える場合は、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならないこととしており、民間移管後の園におきましても、当該規定に基づき、適切に選考をしていただきたいと考えております。 なお、基本方針において、障がいのある児童や特別な支援を必要とする児童の受入れを義務付ける旨や職員配置で特別な配慮・支援が必要な児童については、加配保育士等を配置するよう記載しており、民間移管後の園におきましても、引き続き障がい児の積極的な受入れを行っていただくこととしております。
20	教育・保育の内容について	・感染対策についてですが、マスクの着用はコミュニケーション能力など子どもの健全な発育を阻害します。子どもの言語発達や情緒の発育を守るために、子どもは勿論ですが職員もマスクの着用を規制して頂きたいです。今もまだマスクをしている大人が多いますが、保護者にもマスクの弊害を丁寧に伝え、子どもたちに大人の様々な表情を見せ、情緒豊かな保育をして頂きたいです。	厚生労働省から、「保育所等における保育士等の職員のマスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、ただし、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。」とのマスク着用の取扱いが示されていることから、本市においても当該取扱い等に則り、状況に応じた園運営を行っていただきたいと考えております。

（別紙）守口市立認定こども園の民間移管に関する基本方針（案）に係るパブリックコメントについての意見の内容及び本市の考え方

NO	意見の分類	意見の内容ごとの要旨	本市の考え方
21	教育・保育の内容について	・裸足保育をしてくれる園があると嬉しいです。全国的に見るとそういった園がありますが守口市ではないと思うのでぜひ検討してもらいたいです。	民間移管するにあたっては、にじいろ認定こども園の教育・保育の内容を民間移管後の園でも引き続き実施していただくことを前提とし、民間の柔軟な発想やノウハウ等により、更なる教育・保育サービスの充実に努めていく中で、民間移管事業者において検討、提案されるべきものと考えております。
22	教育・保育の内容について	・園の遠足行事では今USJや海遊館、キッザニアなどの施設を選ばれるところもあるようですが、もっとお金をかけず地域への愛着が深まるような遠足行事を望みます。市内の公園巡りをするとか、バスに乗って行けるなら自然豊かな公園、植物園などを選択し、人工的な施設ではなく自然にたくさん触れられることを重要視して頂きたいと思います。	民間移管するにあたっては、にじいろ認定こども園の教育・保育の内容を民間移管後の園でも引き続き実施していただくことを前提とし、民間の柔軟な発想やノウハウ等により、更なる教育・保育サービスの充実に努めていく中で、民間移管事業者において検討、提案されるべきものと考えております。
23	教育・保育の内容について	・守口市の全ての保育園を見たわけではないですが、園が小学校入学の準備機関として、伸び伸びした保育よりもきちんと周りと合わせられる子、先生の言う事を理解できる子（言う事を聞く子）、という子になることを望まれるカリキュラムとなっているところが多いと感じます。小学校に入学すれば必ずとそのような経験することになるのだから、無理に小学校を視野に入れた保育ではなく、園児だからこそこできること、園児のうちしかできない経験をたくさんさせてくれる園があるといいなと思います。自由で、個性人權が尊重され、伸び伸びと走り回り泥んこになれる。先生ものんびりと余裕のある保育ができる。時間に厳格に縛られることなく、子どものやりたいことをやりたいだけやらせてあげたい、そんな風に考えてくれる園が受託してくれたら嬉しいです。	民間移管するにあたっては、にじいろ認定こども園の教育・保育の内容を民間移管後の園でも引き続き実施していただくことを前提とし、民間の柔軟な発想やノウハウ等により、更なる教育・保育サービスの充実に努めていく中で、民間移管事業者において検討、提案されるべきものと考えております。
24	教育・保育の内容について	守口市初の（初ではなかったらすみません）オーガニック給食を採用する園を作って欲しいです。食育は園児のときから重要なことだと考えます。食事は身体を作る素であり、体にいい食事を摂ることで病気を防ぎ、心身ともに健康を創ります。「夢みる給食」という映画（ https://www.mirai-lunch.jp/ ）を守口市職員の方にも観て頂きたいです。地産地消で、無農薬・有機野菜での給食を提供してくれる保育園が守口市にもあれば、入園希望者は殺到すると思います。公立の時と同じ条件では実現できないのであれば、オーガニック給食を看板に掲げれば有償でも預けたいという親御さんもいると思います。子どもの健康を守るため、毎日の食事をより良いものにしていただき、食育に力を入れている園が守口市にもできると嬉しいです。	民間移管するにあたっては、にじいろ認定こども園の教育・保育の内容を民間移管後の園でも引き続き実施していただくことを前提とし、民間の柔軟な発想やノウハウ等により、更なる教育・保育サービスの充実に努めていく中で、民間移管事業者において検討、提案されるべきものと考えております。
25	教育・保育の内容について	民間移管を逆にチャンスとしてとらえられる事は、それこそ、私が経験した民間のやっていた（食育月1のバイキング、給食の食器のとう器、おひつに入った米をよそう等）公立保育所ではほとんど廃止となっている日本古来の行事の導入（やきいも会などなど）、逆に英語や、ダンス、体操教室など独自のカリキュラム導入などです。共働き世帯も多く、若い保護者、介護や高齢者、ケア（障がいも含む）、一人親家庭など、多様なニーズにこたえること（送迎サービス導入？）、これまでにない発想を具体化することでニーズにもこたえつつ、保育も充実するのではないのでしょうか。市役所の一般的なことはおまかせしたいですが、保育士の心のねがい、忘れなideくください。（ニュースのバスの中の子どもの置きざり、保育士の全員の退職のニュース、実は昔も今もあります）子どもは日本の将来の宝です！！どうぞよろしく願いいたします。	民間移管するにあたっては、にじいろ認定こども園の教育・保育の内容を民間移管後の園でも引き続き実施していただくことを前提とし、民間の柔軟な発想やノウハウ等により、更なる教育・保育サービスの充実に努めていく中で、民間移管事業者において検討、提案されるべきものと考えております。
26	保護者負担額について	P6.「(5)保護者負担について」ですが、「保護者負担が発生しないように努めるとともに、新たな費用負担が発生する場合には、移管法人に負担していただくことを基本原則とします。」とありますが、もともとにじいろ認定こども園に入園した時に、想定されていなかった負担になります。行政の都合で民間移管するのであるの、保護者負担は生じないように行政が責任をもって行うべきではないのでしょうか？	ご指摘のとおり民間移管にあたり、事業者と締結する協定書において、移管前に在園している児童に対して、新たな費用徴収等が発生する場合は、原則、移管法人が負担することとしています。また、新たに入園する児童に対しても、延長保育料、給食費、制服代、施設整備費等の費用徴収を新たに行う場合や現に徴収している費用を増額する場合は、移管法人は保護者と協議の上、事前に市に報告していただくよう協定書に記載する予定であり、費用負担に関しては、しっかりと保護者と協議していただきたいと考えております。
27	保護者負担額について	(5)保護者負担額について民間移管前に在園している児童が、民間移管園に在籍する場合には、原則、民間移管によって生じる新たな保護者負担が発生しないよう努めるとともに、仮に新たな費用負担が発生する場合には、移管法人に負担していただくことを基本原則とします。と書かれていますが、これは移管時に在籍していた子どもたちだけへの対応であって、新たに入る児童は、スモックやクレパスやハサミなどの道具用品又は上靴やカバンなど、公立でなら数千円で済むものが、民間園では数万円にもなる、公立園を希望したのに、民間園に入園することになった保護者はやり切れない思いを言われました。公立園では払わなくてもいいだろう、空調代や施設代、行事代などが徴収され、高額だとも聞きました。保護者や児童にそして、民間業者にこれだけの負担や問題点を強いてまで、こども施設を民間主導で運営しなければならぬのはどうしてなのでしょう。市民にわかるように説明して、市民の納得を得てこそその行政なのではないですか。市民がいて、市民が幸せに豊かに暮らせてこそその守口市ではないのですか。今。守口市史が第5巻まで出されていますが、続きの守口市史を編集する時に何故こんな行政になったのだらうという疑問が起きないのでしょうか。	ご指摘のとおり民間移管にあたり、事業者と締結する協定書において、移管前に在園している児童に対して、新たな費用徴収等が発生する場合は、原則、移管法人が負担することとしています。また、新たに入園する児童に対しても、延長保育料、給食費、制服代、施設整備費等の費用徴収を新たに行う場合や現に徴収している費用を増額する場合は、移管法人は保護者と協議の上、事前に市に報告していただくよう協定書に記載する予定であり、費用負担に関しては、しっかりと保護者と協議していただきたいと考えております。
28	その他について	・香害の被害が深刻化しています。子どもたちの小さな体に香料が蓄積され、鬱や体調不良などの健康被害を生み出しています。香料に含まれるマイクロプラスチックの人体への様々な影響について広く知ってもらい、洗剤や柔軟剤の使用を制限してもらいたいです。	香害の被害については、国から香りへの配慮に関する啓発ポスター等で注意喚起されているところであり、民間移管後の園に関わらず、香りへの配慮が必要であると考えております。